

板橋区高齢者補聴器購入費助成



加齢により耳が遠くなり、日常生活に不便を感じている高齢者を対象に補聴器購入費を一部助成します。

はじめて補聴器を購入される方へ

- 耳鼻咽喉科を受診し、治療の必要性、聴力、補聴器の必要性の診断を受けましょう。
- 補聴器販売店に相談し、使用環境や一人ひとりの聞こえにあった補聴器を購入しましょう。
- 補聴器は購入しただけで終わりではありません。段階的な調整が大切です。
調整・聞こえのトレーニング、アドバイス等を受けながら、ご自身の「最適」を見つけましょう。
(日本補聴器販売店協会「はじめての補聴器」参照)

1. 対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- ☐ 板橋区内に住所を有する65歳以上の方
- ☐ 住民税非課税世帯※の方 (※同じ世帯に住民税課税者がいる場合は対象外です)
- ☐ 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象とならない方
- ☐ 耳鼻咽喉科の医師から証明を受け、聴力レベルが以下の基準のどちらかに該当する方
 - 4分法で両耳が中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上
 - 4分法で一側耳が中等度難聴(40dB以上70dB未満)以上で他側耳が40dB未満

2. 助成額

補聴器購入費のうち、助成限度額 **5万円(一人1回限り)**

- ☐ 補聴器購入費が上限額に満たない場合は、実費分を助成します。
- ☐ 修理、保守、電池交換並びに付属品のみの購入や集音器の購入は助成対象外です。
- ※ 令和6年3月以前に交付が決定している方は、従前の交付決定内容となります。

3. 注意事項 ※申請の流れは裏面をご確認ください

- ☐ 助成の交付決定日前に購入した補聴器は助成の対象外です。
- ☐ 世帯の住民税課税状況が不明な場合は、必ず事前にお問い合わせください。
区外からの転入者については非課税証明書が必要な場合があります。お問い合わせください。
- ☐ 助成金の請求期限は、助成の交付決定日から1年以内です。
- ☐ 助成金を請求する際は、【補聴器購入アフターケア証明書】※の提出が必須です。

※ 補聴器販売店で段階を踏みながら補聴器を調整し(おおむね4週間程度)、
ご自身の「最適」を見つけていただくための冊子です。

問合せ

板橋区 健康生きがい部 長寿社会推進課 高齢者相談係
電 話：03 - 3579 - 2464
メール：ki-kourei@city.itabashi.tokyo.jp

4. 申請から助成までの流れ ※まずは申請書を手入！

●区へ申請書を提出し、交付が決定する前に購入した補聴器は助成対象外です。

(1) 申請書の手入

以下の窓口で申請書の手入が可能です。必ず対象となる要件を事前にご確認ください。

- ・ 長寿社会推進課（板橋 2-66-1 区役所本庁舎 北館2階 15番窓口）TEL 3579-2464
- ・ おとしより保健福祉センター（前野町 4-16-1）TEL 5970-1111
- ・ 各おとしより相談センター（区内19か所）

※各おとしより相談センターの詳細は、区ホームページまたはおとしより保健福祉センターまでお問合せください。

(2) 医療機関の受診

申請書と保険証を持って、耳鼻咽喉科を受診してください。医師から補聴器が必要と認められた場合、**申請書の「医師の意見欄」に記載**してもらいます。また、オーディオグラム（聴力図）の検査結果（**検査日から3か月以内のものに限り**ます）を申請書に添付してもらいます。

- ・ 医療機関受診時の診察料・検査料・意見書料等は**自己負担**となります。
- ・ 板橋区医師会加入の医療機関は、意見書料が1,000円統一料金です。

※医師会加入の医療機関一覧の最新情報は、区ホームページをご覧ください。

(3) 申請書の提出

「医師の意見欄」が記載され聴力検査の結果が添付された申請書を、**聴力検査の検査日から3か月以内に**上記(1)の各窓口までご提出ください。

区で審査を行い、1～2週間ほどで書類（助成金交付決定通知書・請求書・補聴器購入アフターケア証明書）をご自宅に郵送します。

(4) 補聴器購入・調整

「補聴器購入アフターケア証明書」を持って、補聴器販売店で補聴器を購入してください。

その後、補聴器販売店でご自身の耳に合うよう段階的に調整をします。（おおむね4週間程度）

※調整費用は購入費に含まれますが、購入店以外で調整すると費用が発生する場合がありますのでご注意ください。

(5) 助成金の請求と振込

補聴器の調整が終了したら、助成金の請求に必要な書類（**請求書・領収書・補聴器購入アフターケア証明書**）を 長寿社会推進課 高齢者相談係 の窓口までご提出ください。

区で書類を確認後、指定の銀行口座に助成金が振込まれます。

※助成金の請求期限は交付決定日から1年以内です。

～補聴器に関するご質問は販売店へ、

その他助成制度に関するご質問・ご相談は長寿社会推進課へお問い合わせください～



☞ 区ホームページはこちら

<https://www.city.itabashi.tokyo.jp/kenko/kourei/josei/1031785.html>

